

◇大阪市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 西喜連第 5－8 駐車を設置することにしました。
- 2 長吉六反東第 1－5 駐車を設置することにしました。
- 3 柏里第 1 住宅及び柏里第 1－1 駐車を設置することにしました。
- 4 生江（店舗）の一部を廃止することにしました。
- 5 春日出第 2 住宅及び春日出第 2－1 駐車を設置することにしました。
- 6 この規則は、令和 8 年 9 月 18 日から施行することにしました。ただし、一部の規定は、10 月 19 日、同月 21 日、同月 28 日、同月 30 日から施行することにしました。

（都市整備局住宅部管理課）